

議会運営委員会

平成29年12月14日（木曜日）午後 2時35分開会

出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	君島一郎	副議長	山本はるひ
----	------	-----	-------

出席議会事務局職員

議会事務局長	石塚昌章	議事課長	増田健造
議事課長補佐兼 議事調査係長	福田博昭	書記	室井良文
書記	磯昭弘		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)議会基本条例第11条に基づく計画等について
 - (2)議会基本条例の検証について
 - (3)その他
4. その他
5. 閉会

開会 午後 2時35分

◎開会及び開議の宣告

○石塚事務局長 では、定刻になりました。

全協のほうお疲れのところ大変恐縮ですが、ただいまから議会運営委員会を始めさせていただきます。



◎委員長挨拶

○石塚事務局長 初めに、委員長のご挨拶をお願いします。

○吉成委員長 今、局長からもありましたけれども、きょうはもう午前中からの会議ということで、最後の会議が議運となりました。

いよいよ議会基本条例の検証作業に本格的にきょうから入っていくような流れになります。また、この後、改めまして検証についての統一した意思を確認し合って、その後進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○石塚事務局長 以下の進行については、委員長のほうでよろしくをお願いします。

○吉成委員長 はい。



◎協議事項

○吉成委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)議会基本条例第11条に基づく計画等について。皆さんのお手元に資料がありますが、それでは増田課長、説明をお願いします。

課長。

○増田議事課長 (「第2期那須塩原市国民健康保

険保健事業実施計画」「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」「災害時における物資供給協力に関する協定等」「那須塩原駅東口エレベーター新設工事に係る協定の締結について」について説明。)

○吉成委員長 それぞれ、1に関しましては、もう既に執行部側から議決ということで出ておりますので、2、3、4について、今、課長のほうから説明いただきました。何か不明な点があれば、お願いいたします。

ございませんか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 それでは、順次諮ってまいりたいと思います。

まず、2の災害時における物資等の緊急輸送に関する協定ということで、協定相手としては栃木県トラック協会塩那支部ということです。

これについて、執行部側としては報告ということでお願いしたいという分類等が出ておりますが、いかが取り扱いますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 執行部のほうと聞きたい部分も含めてなんですけれども、これ、同じような協定がばらばら、2番と3番がばらばらということではないと思っているんですけれども、そのときに、この経緯をちょっと伺いたいなというのがあります。3までここで聞くのも何なんですけれども、ちゃんと何かこう、多くのそういう店舗だったら、そういうスーパーみたいなところと、どこどういうふうにしてここに決まったのかというあたり。それを報告だと説明だけになってしまうので、その辺というのは、これ、議決だときちんと説明というか、いろいろ最終判断はこちらに委ねられるんですけども、これだけでも話が終わっていて、こことこことこここで決まりましたというだけなん

ですけれども、そこは、これ、余りちょっとなれないんですけれども。そういうことを報告にしまうと、余り詳しく追及できないのかなと、ちょっと思うんですけれども。別に結果が悪いとかとは思っているわけではないんですけれども。今までの話は把握していないんですけれども。

○吉成委員長 それについては精査ということですから、3のほう……

○鈴木委員 3なんですけど。のほうがわかりやすいかなと思ったんですけども、これ、ばらばらではないと思ったんですよ。この同じ緊急時だということなんで。トラック協会も県北ですよ、これ。

〔「委員長」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。ただ、これ相手方は全く違う協定、相手方が違うんで、全く違う内容での協定書を結ぶという内容ですよ。それなので……

○鈴木委員 決め方という点でちょっと聞いてみたかったんですよ。

○吉成委員長 決め方。

○鈴木委員 うん。後で質疑とかするときに、報告となると幾つかの説明だけで終わって、それで終わってしまうので。

○吉成委員長 そうなると、今、とにかく議題にしているのは……

○鈴木委員 いいです。

○吉成委員長 2なので、2についてはちょっとその質問には当たりませんよね。3のほうですよ。トラック協会ですものね、相手方が。

○鈴木委員 そうなんだけれども……

〔「いいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。

○石塚事務局長 多分、私が今、鈴木委員が受けとめたのは、どうしてトラック協会と結ぶことになったのかという、要するに市のほうから言ってい

ったのか、相手から申し入れがあつてこういう話になったのか、その辺のところをどういう経過で決まったのかというのを聞きたいのかなというふうにちょっと受けとめたんですが。そういうことではないのでしょうか。

〔「いいですか、質問して」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいんですか。

○鈴木委員 はい。震災を起きたときには、まず供給が必要だ。そこから始まって、じゃ、運ぶ人も必要でしょうと。その次に、緊急時に供給者は誰と決めていたり、供給するものはどこから持ってくるんだという話をやっている場合ではないだろうと。だから、あらかじめこうやって決めておきたいというのは全くこのとおりでという理解なんだけれども、じゃ、トラック協会がここ、今、トラックで話せばトラック協会ですよ。県北、栃木県トラック協会塩那支部というのは当然あるわけだけれども、ここだって災害が起きているかもしれないと、動けないかもしれないときに、だったら、よその県とか、そういう決め方もあるんじゃないかなというあたりの、その協定の相手先の決め方がなぜここに決まったかという、ちょっと、1回説明を受けたいなど。その後で採決というふう……。採決じゃないんだけど、報告で十分な気はするんですけれども、そういったことの経緯をきちんと聞けるのかなと。そこだけちょっと疑問に思ったんです。

○吉成委員長 課長。

○増田議事課長 今、鈴木委員がおっしゃることは、私も、ごもつともだと思います。

本日この場というのは、あくまでも議決と報告に振り分けをする場が議会運営委員会ですよ。ですので、仮に議決になれば、委員会でも本会議の場でもそのことが聞けますし、報告と決まった

場合でも、きょうの全協の場を思い出していただきたいんですけども、あそこでも議長のほうに言って、質疑ございますかということで、聞くことは可能かと思えます。

それと、先ほどの私のほうでの説明のほうで、1点漏らしてしまったんですが、この改選前の議会運営委員会のために、この議決と報告の振り分け方が難しい、その振り分けの基準が何かあるんですかということとを当時の委員さんから申し立て、実は執行部のほうには照会文を送ると同時に、この判断基準的なものを送らせてもらっていますということで、改選前の議員さんにはこちらのほうもお配りさせていただきました。

その中で協定につきましては、議決を要する協定、提携とはというところで、国・県・市町村や他の市町村の団体と結ぶ協定などがあくまでも議決を要する協定、それと、議決不要の協定等についてはそれ以外のものというような区分けをして、本日まで皆様にご判断をいただいているという経緯を私のほうで説明が漏れてしまいましたので、こういうふうになってしまって大変申しわけございません。

以上でございます。

〔「了解しました、いいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。

○鈴木委員 はい。では、今のでいくと、国・県・市ではないと、その他の中に相手が入るだろうということで、単純にこれだということですね。

○吉成委員長 課長。

○増田議事課長 これも繰り返しになりますが、改選前の議運の委員さんにはそういう形で配らせていただいて、その後、じゃ、この件については本当にそれでいいのかなというような問題提起もありませんでしたので、本日まで皆様ご納得いた

だいた上でこういう形での振り分けをしていただいているというふうに判断をしていただいているというふうに事務局のほうでは考えております。

以上です。

仮に問題があつて、これが本当にこの決め方でいいのかなということ、もう一度議論したいのであれば、議会運営委員会の中でご検討いただければというふうにも考えております。

○吉成委員長 前回までの経緯と、これまでのこの特に協定に関しての経緯と、それから今回の説明も先ほどあったわけですが、再度皆さんにお諮りをいたしますが、この災害時における物資等の緊急輸送に関する協定の締結について、相手方は栃木県トラック協会塩那支部と協定を結ぶという内容ですけども、これを議決にすべきか、報告でお願いしたいということで執行部側からは出てきていますが、どちらにするか、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○吉成委員長 森本委員。

○森本委員 先ほどの課長の説明であるのであれば、これは報告でいいのかなというように感じます。

ただ、その説明の紙を後で私もいただきたいなというように思います。

以上です。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私もちよつと質問させていただきましたけれども、そうですね、報告ということでいいんじゃないかと思います。

○吉成委員長 お二人の委員から、今、報告でいいんじゃないかという意見が出ましたが、いかがですか。

〔「報告で結構です」「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、報告ということで決定してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、2については報告といたします。

続きまして、同じく災害時における物資供給協力に関する協定の締結については、相手方についてはイオンビッグ株式会社、株式会社カインズ、NPO法人コメリ災害対策センターと結ぶということです。これらについて議決にすべきか、それとも報告にすべきか、皆さんのご意見をお伺いいたします。

○吉成委員長 中村委員。

○中村委員 先ほど説明いただきましたように、背景から概要、メリット等を判断しますと、もう全て説明のとおりでございまして、もう、これで協定をいただければ有事の際には円滑に物資が調達できそうだということでございますので、締結を結んでいただいて、報告案件で結構だと私は思っております。

○吉成委員長 今、報告というご意見が出ました。そのほかの委員の皆さん、いかがですか。

〔「賛成です」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、3についても報告ということに決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、改めて申し上げますが、災害時における物資供給協力に関する協定の締結については、報告案件といたします。

続きまして、那須塩原駅東口エレベーター新設工事に係る協定の締結についてを議題といたします。

これについて、議決、報告、皆さんのご意見をお伺いいたします。

ここにもありますように、前回の1月27日、エ

レベーター設置に伴う設計及び工事全般に係る覚書、それから設計業務を委託するとした協定書は、既にこれは報告ということで行っているということですね。

課長。

○増田議事課長 はい、報告。

○吉成委員長 ということで……

○増田議事課長 そうです。

○吉成委員長 行っているということですね。

それらも参考にしながら、お願いいたします。いかがでしょうか。

中村委員。

○中村委員 真剣に考えても、結論が出ないのではどうしようもないんで、今まで報告案件で来たものが急に議決案件になってもおかしいんで、もう報告案件で結構だと思います。

○吉成委員長 報告でいいんじゃないかというご意見が出ました。

いかがですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、那須塩原駅東口エレベーター新設工事に係る協定の締結については、報告案件といたします。

以上で(1)に関しましては終了させていただきます。

〔「委員長」と言う人あり〕

○吉成委員長 課長。

○増田議事課長 (1)終了する前によろしいですか。(2)、特に時間、ボリュームがかかるとお思いますので、忘れないようにちょっと発言させていただきたいんですが、森本委員のほうから、終了後に私のほうにもこの振り分けの表をいただきたいということをおっしゃったので、ご用意したいと思います

が、要は改選後でありますので、今の議会運営委員会の委員の皆様は全員お配りするのか、もしくは、改選によって特に1期目の議員さんはこの振り分けの根拠がわからないので、1期目の議員さんも含めてなのか、それか全議員さんにお配りするのか、その辺も議会運営委員会のほうでご決定いただければ、事務局のほうではご用意したいといふふうに考えておりますが、いかがでしょう。

○吉成委員長 全議員……

〔「全議員でいいんじゃない」と言う人あり〕

○吉成委員長 ですよ、皆さんでね。

では、全議員ということで。

○増田議事課長 では、全議員の皆様は。棚のほうでよろしいですかね。

○吉成委員長 はい。

○増田議事課長 ご用意させていただきます。

○吉成委員長 お願いいたします。

それでは、改めまして(2)議会基本条例の検証についてに移りたいと思います。

今回皆さんのお手元に資料がかなりありますので、まずこれについて、資料の確認から説明にしまして、室井主査のほうからお願いします。

○室井議事課主査 (議会基本条例検証の管理評価方法の見直しについて説明。)

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、室井主査のほうから説明いただいたとおり、前回までの会議の中で、特に評価に関してわかりにくいというご意見がありました。

それらを検討した結果、評価に対しましてはア、イ、ウ、エ、オ表示ではなくて1、2、3、4という表示に変えて、中身としても4にその他を入れて、評価をやすく、わかりやすく今回変えております。前回までの資料をお持ちの方は、議会基本条例達成状況検証実施要領(案)の中にそれ

ぞれA、B、C、D、Eと、それから管理のほうのア、イ、ウ、エ、オというのがありますので、それと比較をしていただくと今回の改正がよくわかると思うんです。

それを、今回のをもとにして評価を入れ直して、特に管理の部分を入れ直して、そうすると、皆さんのお手元のこの横の資料がありますけれども、そこに書かれているように、ア、イ、ウ、エ、オだった評価が1なんです。例えば今回の最初の前文のところを見ていただくと、1、あとは全部3というふうになっていますね。このように変わりますよ、こういう評価でよろしいですかというのを、まず皆さんにお諮りをしたいと思うんですが。

それでは、何か質問も兼ねてご意見ございますか。

今の室井主査のほうからの説明と資料と確認していただいて、中身としてはご理解いただいていると思うんですが、これでいいかどうかというのはまた別問題なので。

森本委員。

○森本委員 これ、数字になった場合、例えばアなんですけれども、要検討が条文の改正になるじゃないですか。大分何かちょっと意味が違うかなという気が。どうするか検討するかというのと、条文を改正したほうがいいという考え、ちょっと意味が違うのかなという気がしちゃうんですけれども、そんなことないですか。

例えばアというのは、前は要検討でしたね。この場合、1になると条文の改正をする。

〔「括弧要検討となる」と言う人あり〕

○森本委員 括弧要検討が入っている。ちょっと、あと要検討と書いてあるけれども、条文の改正をするという言葉が入っていると、もう条文は改正する方向で、検討すると改正するというと、結構言葉の意味合いとして違うかなという気がした

ものですから。

〔「結構、重みはあるね」と言う人あり〕

○森本委員 うん。ちょっと重みが大分違うなというふうな印象がありました。

〔「前はどうなってたんだっけ」、「括弧書きはあってもいいんですけども」、「の説明書きがふえたんだ」と言う人あり〕

○吉成委員長 そういう指摘されるとそうかなという気もしますが、ただ、前回、要は要検討、改善・拡大、継続、現状維持、完了、そして条文廃止という本当にもう言葉だけの表現で、それが具体的にどうなんだという表現がなかったので、その部分を、先ほど室井主査に説明していただいたようによりわかりやすくということで、1に関しては条文の改正をするというふうに入れて、その要検討とのちょっと意味合いが多少違いがあるんじゃないかというような部分ですよ。

そういう意見がありますが、いかがですか。これはここで決定して決めていくことですから、こうじゃなければ絶対いけないということではございませんので。いかがでしょう。

佐藤委員。

○佐藤委員 もちろん、それに関してなんですけれども、当然、括弧に要検討とありますよね。1番の条文を改正する（要検討）。

○吉成委員長 括弧の部分ね、はい。

○佐藤委員 その絡みというのは、どういう形にあっていいんですか。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 ちょっと待ってください。

絡み。

○佐藤委員 条文を改訂するようになっていて……

○吉成委員長 改正するね、はい。

○佐藤委員 または、この括弧になっていて要検討。

必ずしなくちゃならないということではなくて、いわゆる検討も要するんじゃないかというの。ちょっとその辺の言葉の、そういうの、どういうふうな形で管理していくのという。

○吉成委員長 課長。

○増田議事課長 室井と補佐と正副委員長のほうで打ち合わせをやった後、私たち、私と局長もきのうその説明を受けました。きょうの会議では多分進まないだろうなというような気も私は実はしておりました。と言いますのは、今、森本委員がおっしゃったように、要検討が条文改正、そういう意味で会派で話し合っているんじゃないというような、この捉え方が違うということが当然出てくるような気もいたしました。

ですので、回数はもう少しふえるし、きょうはなかなか議論が進まない可能性があるねなんていうことも踏まえて、それで、きょうこれを強引に進めてしまいますと、やはり会派の中で決めた検討の意味と条文改正は違うよということが十分起こり得ますし、あとは、先ほど佐藤委員からお話しいただきました、条文改正で要検討、この関連性というお話ですが、私どものほうでは、条文を改正するので検討が必要だねというようなニュアンスでこういう表現にしたと思いますので、この辺も、もし表現としてわかりづらいのであれば、この辺の表現をきょう、どちらかという統一した形でもう一度会派に、何度も何度もお持ち帰りいただいて、前に君らがつくったもので私たちは会派内で検討を重ねたのに、もう一回というのは失礼だろうという、そういうお気持ちもわかりませんが、まず、ここの管理、この基準、ここを本日委員長を中心に、明確にこの表現でいいのかどうかも含めてご検討いただければというふうに考えています。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 事務局の今の説明のとおりなんですけれども、今、この管理のところについての1、2、3、4の新しい考え、これは新しい考え方に直したというふうに理解して、これについている内容は、議員がどうこれに対して対応するかという取り組みのほうだと思うんです。

2については、条文はいいけれども、まだ自分たちの行動の改善余地がある。それから3については、まだまだ条文に対して取り組みが足りない。4は、もう条文自体いらなんでしょうけれども、この1番は、自分たちは努力じゃなくて、この条文の内容自体が改める必要があるんじゃないかということなので、これを、この流れで私はいいいんであろうと。これについて、今自分たちがやっていることのほうの判断を合わせるといっていいんじゃないかなと思う。

この1、2、3、4の変えたことについて、そういう解釈でいいかな、そういうふうに考えます。

○吉成委員長 前回、前々回に、それぞれの会派から、先ほどの条文ごとの検証ということで出させていただいて、その際の評価の仕方と今回が違う、変えてはいるわけですね。

だから、要は先ほど皆さんにお諮りしたのは、森本委員からすると、ちょっとこの評価になると我々の最初の評価とは違うだろうという意味合いでそういったご意見が出たと思うんですが、そうであれば、そういう意見がほかにもあれば、やはりこの1から4に関しまして、改めて皆さんのご意見をお伺いしながら変えるところは変えていかなくちゃいけないと思うんです。

その辺の意見をほかの方々からも、今、3人から出ましたけれども、ほかの方々から、もしご意見があればお伺いしたいと思います。

大変申しわけないですけども、完璧にできていてスタートしている評価制度じゃございません

ので、検証作業じゃないんで、それぞれ皆さんの意見を聞きながら、やっぱりより我々がわかりやすい、やりやすい、そういう評価のやり方に、検証の仕方に変えていきたいと思いますので、忌憚ないご意見をお伺いしたいと思います。

改めて、じゃ、森本委員にお聞きしますが、例えば、じゃ、この1について、1、条文の改正をする（要検討）、もしこれを変えたとしたら、どんなふうな。

○吉成委員長 森本委員。

○森本委員 今回、1、2、3になったほうが、この括弧を抜いた部分ですね、このほうが具体的にわかりやすいと思います。

ただ、この場合に、例えばうちの那須塩原クラブであっても、じゃ、このときに1を選んでいかどうかというと、ちょっと私もわからないですし、自信がないです。というのは、条文を改正するとはっきり書いてあるので、いや、いろいろこのときのたしか話の内容としては、政策立案の機能と強化に取り組むために、内部の条文に関しても検討はしてもいいんじゃないのかなというぐらいの話だったと思うんです。それを条文を改正するというのとは、これはちょっと意味合いが違うのかなと。

だとしたら、やっぱりちょっと一度持ち帰って話をしないと、そのことによって評価というのが変わってくる可能性があるんじゃないのかなというふうに感じます。

○吉成委員長 そのほかいかがでしょうか。

〔「同じです」と言う人あり〕

○吉成委員長 同じで。

〔「当然、会派で検討した結果だから、当然、ニュアンスが」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、改めてお諮りしますが、今回の1、2、3、4。表現としてはこれでよろ

しいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 これでわかりやすいですか。

〔「わかりやすいです」「委員長」と言う人あり〕

○吉成委員長 課長。

○増田議事課長 今の森本委員のご発言を聞いて、すみませんが、例えば2番であれば、条文を改正せずというのを入れて、条文を改正せず達成に向けて今後の取り組みをとか、あと、4番は、その他じゃなくて条文を廃止とかというふうに、条文を直すのか直さないのかというのをより具体的にしたほうが。

〔「条文中心で」と言う人あり〕

○増田議事課長 ええ、条文中心に。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○増田議事課長 そんな形で、もう一度整理をさせていただくということでもよろしいでしょうかね。何回も皆さんにお集まりいただいて恐縮するんですが。

○吉成委員長 今、課長のほうからアドバイスいただきましたけれども、よりわかりやすくという表現であれば、最初に条文の改正をするというふうに条文という言葉を書いているので、その後についても、2についても条文、それから4については、条文のもう廃止という明確なものにしたほうがいいんじゃないでしょうかという意見が出たんですが、どうでしょうか。

○佐藤委員 そのほうがすっきりしていいと思います。

○吉成委員長 そういうご意見ですが、じゃ、そのように今後また変えさせていただいて、当然皆さんにお示しをしますけれども、そのような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、ちょっとここで明確にしちゃったほうがいいですよ。じゃないと、再度各会派でちょっとみ直しを要するということになりますので。

では、最初の1については、条文の改正をする。いいわけですね、これで。いいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 2。2については、最初に、頭に、条文を改正せず、達成に向けて今後の取り組みを検討する。どうでしょう。言葉として問題ないですか。

○鈴木委員 いや、1、2、3条の流れでもいいと思いますよ。

○佐藤委員 3も、これで了解です。

○吉成委員長 条文に従い、これまでどおり取り組んでいくが3。これはあれですね。

○中村委員 このままでいいですね。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 そして、4についてはその他ではなく……

〔「条文の廃止」と言う人あり〕

○吉成委員長 条文の廃止と。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、もう一度お諮りしますね。

1はこのまま、2については、条文を廃止せず、達成に向けて今後の取り組みを検討する。

〔「改正せず、廃止じゃなくて」、「廃止せずじゃなくて、改正せずじゃないですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 条文を改正せず。

○佐藤委員 はい。今、廃止すると言っていたから。

○吉成委員長 すみません。条文を改正せず達成に向けて今後の取り組みを検討する。

3が、条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

4が、条文の廃止。条文を廃止するですかね、言葉でいくと。条文を廃止するですね。

では、この……

〔「委員長、よろしいですか、確認なんですけれども」と言う人あり〕

○吉成委員長 室井主査。

○室井議事課主査 一応、確認なんですけど、佐藤委員のほうからもお話ありましたけれども、この括弧書きのものとの整合性というご意見もございましたので、この括弧書きについては残すのか、それともここも削除したのがよろしいのかということもちょっと。

〔「いらぬんじゃないの、明確にして」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、皆さん、この括弧書きについては削除でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

では、室井主査、削除ということで。

〔「紛らわしいものね、これあったら」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、実施要領の(5)については、このような扱いとさせていただきます。

そうなりますと、本来は、この後、前文からそれぞれ皆さんのご意見を聞いて作業に入ろうかなと思ったんですが、きょうは、ちょっとそこはできませんので……。

〔発言する人あり〕

○相馬副委員長 変更になるのはうちの会派だけで、うちの会派は、やる計画もない、やらない、やるための方策もやっていない。だったらこれは条文から外したほうがいいんじゃないのという話、今、言っただけなので、その政策立案の部分について。恐らくこれ、全部政策立案の部分なんです。政策立案をするための組織、政策立案をするための手

段、政策立案をするための変更というものが今まで一切やっていないので、それを条文に載せておくというのが逆にどうなのか。だったら条文から外す検討もしたほうがいいんじゃないでしょうかで案になっているんですね。ということなので、今後、条文に従って、そういった政策立案に対しての手法、それから例えば組織であったりとか、そういったものを今後検討していくということであれば、条文の達成に向けて今後取り組んでいくと検討するで、全部2になってくるという意味だったんですよ。だからそういうことなんで、うちが1になっているのは、2なんですよ。それを1とこう、こういう評価になっているのは、ちょっとあれだけなんで。だから、2に行けばこのまま進められる。

○吉成委員長 逆に言うと、委員長としてじゃなくで公明クラブとしては、一部条例の中で言葉を足したり変えたりというところがあって、それを2にして。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 いや、2になっているんですよ、イで入れていて。だから検討するというそっちで解釈したもので。そうすると、本来であれば今回の評価でいうと1にしないとイケないですね。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 だから、ア評価じゃなければだめだった。逆に言えば、その管理の部分が変わったんで、今度はその上の部分もまた違った見方になる可能性も出てくるわけですよ、あわせて。

では、そういうことで、続けてこの後ちょっと、きょうの資料の説明を続けてさせていただきます。

〔「委員長、よろしいですか」と言う人あり〕。

○吉成委員長 課長。

○増田議事課長 続いて。

では、ここの管理のところをもう一度持ち帰って、皆様でご検討いただくということでよろしいですよ。

○吉成委員長 それでよろしいですよ、皆さん。

〔「はい」と言う人あり〕

○増田議事課長 その際に、もう一点お願いがあるんですが、これも事務局のほうの不手際でわかりづらくてご迷惑をかけているところなんです、第1条、第2条みたいに1項、2項、3項とかないところはそのままいいんですが、2項以上にわたるところは、条文だけの全体の評価じゃなくて、3項まであるものは1項、2項、3項それぞれ1、2、3にどれに該当するか、それもあわせて持ち帰ってご検討いただければ。事務局のほうの不手際でご迷惑かけますが、この点についてもあわせてお願いしたいと思います。

○吉成委員長 では、ここ、もう一回、皆さんに確認しておきましょう。

3条の議会の活動原則というところを開いていただきたいと思います。これは、1号、2号、3号、4号がついているわけです。その1号、2号、3号、4号について評価並びに管理、それぞれA、B、Cそれから1、2、3を入れてくださいというお話です。

ちょっとわかりにくいのが、今度は、今のは1号、2号ですからあれですけども、次に、第5条の委員会をちょっと開いてください。そうすると、ここに関しましては、これは1項、2項ということになるわけですよ。2と書いてあるのは2項という意味ですよ。ですから2つあるわけなんです。ですからこれも、うちなんかもちょっと抜けているんですけども、まずはA、B、Cの評価、管理のほうにも、やはり1、2、3、4の2つ入れないとだめだということですね。それを改めてやはり皆さんに作業として1つつけ加

えていただきたいというのが、今、課長からの説明でしたので、その点も加えて見直しの作業をお願いします。

これでよろしいですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 わかりました。オーケーです。

よろしいですか、課長。

課長。

○増田議事課長 委員長、すみません。今、補佐とちょっと確認していたんですが、委員長はいい例を挙げていただいたんで、今、第5条だと第1項、第2項がそれぞれあるわけですね。第1項とわざわざ振っておりませんが、その前の第4条ですと、1号から4号まであって、その4条というこの文面が、ここの評価もどうするかということも、これでここの部分が第1項に当たるわけですが、皆様はこの(1)から(4)ありますが、この4条の文面について、(1)から(4)があるということは、この文面を削除するということはあるまいんでしょうけれども、このままの表現でいいのかどうか。それについても、このままでいいのか、一部修正するのか。そういったことも、この次までに。

このままですと、(1)から(4)についての評価が1、2、3で出てくるわけですよ。ただ4条のもの、議員はというのに掲げる原則は、これについて改正するのか、改正しないのか。それについてちょっと漏れちゃうのかな、またちょっと事務局の手落ちなのかなということでちょっと話させていただいています。

○吉成委員長 実を言うと、今課長から指摘された部分は、うちの会派は、この議員が次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない自体を変えようという提案をしているんです。議員は直接市民から選ばれた二元代表制の一翼を担っている、やっぱりそこを入れたほうがいいんじゃないかと

いう表現はしたんです。それは意見として出しているわけです。だから、それ、今回のこういう評価と管理の部分を明確にその部分を入れて、なおかつ意見として入れていくという形に、じゃ、そこも加えてということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 あと、抜けていないですね。

では、そこまでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、続けて室井主査のほうから、次の資料の説明をお願いします。

○室井議事課主査 （別表2進捗チェックシートについて説明。）

○吉成委員長 今、それぞれ別表2についての説明と、その別表2から別表3にということの説明をいただきました。

別表2をもう一度ごらんになっていただきたいと思うんですが、先ほど室井主査の説明をまた重複しての説明になりますけれども、要は今回のこの前文から21条までの条例を分野に分けた場合に、4つの分野分けを行うというのが分野の最初のところですよ。検証方法の(2)にあるように、1が市民に開かれた議会、2が議員の公平性・透明性、3が議会の体制の強化、そして最後の4がその他というふうになるわけです。

では、市民に開かれたが議会というのはそれだけなのかというと、これは今度は評価項目としてまた分けるわけですね。それで、評価項目の一つとして市民への情報公開と情報の共有が1つ。それから、多様な市民意見の把握、そして自由闊達な討議とプロセスの明確化。同じように、議員の公平性・透明性も同じとして分かれているという形が評価ということになります。

そして関連する、次に、条例がどこ、何条になるのかというのが書いてある。最後に、実績を全

て網羅して載せると。

ですから、これが本当に最後の別表3の評価の際の基礎資料、一目瞭然でわかるようにということで、これはこちらでつくった資料ということになります。

では、ここで別表3のほうを見ていただきたいと思うんですが。

それで、本日でできれば具体的に検証作業を進めていこうと思ったんですけども、先ほどのようなことがありますから、また会派のほうで再度評価と管理についてまた再検討いただいて、次回それらを持ち寄っていただいて。その前に事務局のほうに提出していただいて、全て資料としてまたつくりますので。実際の検証作業に次回から入れればと思います。

このような形になりますので、関係条文が設けていく、1条入りました、ここでそれぞれのご意見がある中で、段階評価をじゃAにしましょうか、Bにしましょうかとかようになってくるわけですね。これらのご意見もいただきながら決めていくと。管理評価についてはということで、ここもどうなるか、1、2、3、4とあるわけですから、それを協議をして入れましょうというふうになりますね。

次に、評価及び管理に関する意見ということで、このように今回は出ているものを全て載せてありますけれども、これも似たような当然ご意見がありますから、それらもまとめた中で、そのまとめる作業もここでしなければいけません。

最終的に、問題がここで指摘をされていけば、じゃ、今後改善策はどういう改善策が必要かということをもた練り上げる。ですから、できればそこまで会派のほうで改善策まで検討していただくと、非常にこの作業はこの後スムーズに、スムーズにといっても協議は必要ですけれども、進んで

いくのかなという気がしていますので、今後のもし改善策が必要だという管理評価をした場合には、それらも今度は会派の中で検討を加えていっていただければと思います。

ここまでで、皆さんから何かございますか。

〔「いや」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。流れとしてはこういう感じで。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、ここで何か事務局から。あとはないですか、何かありますか。抜けていることがあったらお願いします。

補佐、大丈夫でしょうか。

○福田議事課長補佐 はい、大丈夫です。

期日、その提出の期日だけ。

○吉成委員長 それはこのあと決めたいと思います。

では、今後の作業についてはそのような形で、各会派でまたやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今後のスケジュールについてということで、じゃ、室井主査のほうからお願いします。これ、当初の予定をちょっと変えないとだめ。

○室井議事課主査 まずは、そうですね。先ほど解釈の中で、また会派にお持ち帰りいただいてということでございますので、まずは10条までをもう一度になってしまいますが、1月12日、おおむね1月の全協の1週間前になると思うんですが、このぐらいを目安にご提出をいただければ、事務局のほうでまた資料のほうをまとめて、次の委員会でご提示できればと考えております。

以上です。

○吉成委員長 評価自体もちょっと変えるということがあってもいいし、それと先ほど言ったように改善策も。直す場合に改善策もという条文があったり、項があったり、項があればそういった改善策もまた協議して、提案していただきたいと思います。

1月18日が全協ということで、先ほどあったようにその1週間前に、どうしても皆さんの全部まとめなくちゃいけないという事務局のほうの仕事量というのもありますので、1月12日までの提出ということでよろしくをお願いします。

よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(3)のその他に移ります。

その他、何かございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

では、大きな4のその他、事務局からお願いします。

補佐。

○福田議事課長補佐兼議事調査係長 (行政視察の内容について説明。)

—————◇—————

◎閉会の宣告

○吉成委員長 では、以上をもちまして、今回の議会運営委員会の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 3時46分